

平成22年(ワ)第33711号 差止請求事件
原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本
被 告 三井ホームエステート株式会社

別紙

訴状第1請求の趣旨1項のうち、

平成23年9月28日

東京地方裁判所民事第8部甲合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士(主任) 田 中 博 文

同 佐々木幸孝

耳文 下 書

上記当事者間の貴庁平成22年(ワ)第33711号差止請求事件について、
原告は訴えのうち、

- 1 訴状「請求の趣旨」1項の請求のうち、別紙記載の意思表示の差止めを求める部分
 - 2 同2項の請求のうち、別紙記載の意思表示が記載された契約書用紙の破毀を求める部分
 - 3 同3項の請求のうち、被告が被告従業員に対して、別紙記載の意思表示をおこなわないこと、及びこれらの意思表示が記載された契約書用紙を破毀することを周知・徹底させる措置を求める部分
- を各取り下げる。

上記訴えの一部取り下げに同意する。

平成23年9月28日

被告訴訟代理人

弁護士

1 同1項(1)、(2)記載の各意思表示

2 同1項(3)記載の意思表示のうち、「賃貸借契約終了時、経年変化・自然損耗の場合でも、重量物の設置による床材等のへこみや冷蔵庫の後ろ等の電気焼けの原状回復費用は、賃借人の負担とする」との意思表示

以上